

流域治水の取組

令和2年6月、国は、頻発化・激甚化する水害に対し、これまでの河川管理者による取組に加えて、国・県・市町・企業・住民等のあらゆる関係者が協働し流域全体で治水対策に取り組む「流域治水」に転換する方針を示しました。

これに伴い、狩野川流域では「狩野川流域治水協議会」を設置し、関係者の協働による治水対策の全体像をまとめた流域治水プロジェクトが、令和3年度末に策定・公表されました。

令和4年度には、これらの実効性を高めるため具体的な施策をまとめた狩野川中流域水災害対策プランを策定・公表したところであり、令和5年度は、富士川水系の沼川（高橋川）流域における水災害対策プランの策定・公表を予定しています。

流域治水対策のイメージ図



① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策

- ・河川改修、砂防施設等の整備
- ・森林整備、治山事業による流出抑制
- ・雨水貯留施設の整備 など

② 被害対象を減少させるための対策

- ・土地利用の適正指導
- ・リスクの低いエリアへの誘導 など

③ 被害の軽減、早期復旧・復旧のための対策

- ・水害リスク情報の空白地帯の解消（ハザードマップ等の作成）
- ・ハザードマップの周知及び理解の促進（防災出前講座の実施） など



狩野川流域治水協議会の開催状況



狩野川水系流域治水プロジェクト